

現在	改定 （案）	備考
第1章 総則 第1条(名称) 本会は、同志社校友会栃木県支部と称する。 第2条(目的) 本会は、会員相互の親睦をはかり、交誼を厚くするとともに、同志社と 会員の関係を密接にし、かつ同志社の発展に寄与することを目的とする。 第3条(事務所) 本会は、事務所を栃木県内に置く。 第4条(事業) 本会は、次の事業を行う。 1.会員名簿の作成・整備 2.前号のほか目的達成に必要な事項 第2章 会員および会費 第5条(会員) 本会は、同志社大学その他学校法人同志社傘下の各学校に在籍した者で、栃木県内に居住または勤務する者を会員とする。 <u>（新規）</u> 第6条(会費) 本会は、原則として年会費は徴収しない。 <u>（新規）</u>	第1章 総則 第1条(名称) 本会は、同志社校友会栃木県支部と称する。 第2条(目的) 本会は、会員相互の親睦をはかり、交誼を厚くするとともに、同志社と 会員の関係を密接にし、かつ同志社の発展に寄与することを目的とする。 第3条(事務所) 本会は、事務所を栃木県内に置く。 第4条(事業) 本会は、次の事業を行う。 1.会員名簿の作成・整備 2.前号のほか目的達成に必要な事項 第2章 会員および会費 第5条(会員) 本会は、同志社大学その他学校法人同志社傘下の各学校に在籍した者で、栃木県内に居住または勤務する者を会員とする。 <u>2 本会は、参与会員を、支部長が推薦し、本人の意思を確認後、理事会の承認を得て選任できるものとする。参与会員は、本会の目的に賛同し、かつ本会の運営または事業に対し多大な貢献をし、専門的知見、経験、又は社会的立場から助言を行うことができる者とする。参与会員は、本会の事業運営に関し、理事会または支部長の求めに応じて助言を行うものとする。</u> 第6条(会費) 本会は、原則として年会費は徴収しない。 <u>第7条(連絡)</u> <u>会員は、メールアドレス、住所、電話番号その他本会からの連絡に必要な事項について、常に最新の状態を保持しなければならない。</u> <u>2 会員は、前項の事項に変更が生じた場合、速やかに本会の定める方法によりその旨を届け出なければならない。</u> <u>3 会員は、本会が定める代表メールアドレスの受信環境を常に適切に維持しなければならない。会員は、本会からのメールが受信できない事態を防ぐため、迷惑メール設定、受信拒否設定、容量不足その他の障害が生じないように、必要な措置を講じるものとする。</u>	本会の会員には、転勤族も多い。本会に多大な功績や活動の知見を持つ会員が県外に異動後も活躍の場をもてるように参与会員を追加する。 報道によると 2027 年にも、郵便料金の値上げが予定されています。年会費無償を継続し、会員への連絡が確実に行えるようにするための措置です。

現在	改定 （案）	備考
第 3 章 会員総会 第 7 条(定時総会) 定時総会は、毎年 1 回栃木県内において開催する。 第 8 条(臨時総会) 本会は、理事会の決議により臨時総会を開催することができる。 第 9 条(総会の招集) 総会は、支部長が招集する。総会の目的、期日および場所は、期日より 2 週間前に会員に通知しなければならない。 第 10 条(総会の決議) 総会の決議は、出席会員の過半数をもって決定する。なお、可否同数の場合は議長が決定する。ただし、会則を変更する場合は出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。 <u>（新規）</u> 第 4 章 役員および役員会 第 11 条(役員) 本会に、次の役員を置く。 支部長 1 名 副支部長 2 名以内 理事 若干名 監事 2 名以内 第 12 条(役員の選任) 役員は、総会において会員の中より選任し、その任期は選任から 3 年後の定時総会の終了時までとし、再選を妨げない。ただし、任期途中で選任された役員の任期は残任期の満了までとする。 第 13 条(支部長) 支部長は、支部を統括し総会および理事会の議長となり、本会を代表してその決議の執行にあたる。 第 14 条(支部長の選任) 支部長は、理事の互選により選定し、総会において選任する。 第 15 条(副支部長) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故あるときはこれを代行する。	第 3 章 会員総会 第 <u>8</u> 条(定時総会) 定時総会は、毎年 1 回栃木県内において開催する。 第 <u>9</u> 条(臨時総会) 本会は、理事会の決議により臨時総会を開催することができる。 第 <u>10</u> 条(総会の招集) 総会は、支部長が招集する。総会の目的、期日および場所は、期日より 2 週間前に会員に通知しなければならない。 第 <u>11</u> 条(総会の決議) 総会の決議は、出席会員の過半数をもって決定する。なお、可否同数の場合は議長が決定する。ただし、会則を変更する場合は出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。 <u>2 参与会員は、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。</u> 第 4 章 役員および役員会 第 <u>12</u> 条(役員) 本会に、次の役員を置く。 支部長 1 名 副支部長 2 名以内 理事 若干名 監事 2 名以内 第 <u>13</u> 条(役員の選任) 役員は、総会において会員の中より選任し、その任期は選任から 3 年後の定時総会の終了時までとし、再選を妨げない。ただし、任期途中で選任された役員の任期は残任期の満了までとする。 第 <u>14</u> 条(支部長) 支部長は、支部を統括し総会および理事会の議長となり、本会を代表してその決議の執行にあたる。 第 <u>15</u> 条(支部長の選任) 支部長は、理事の互選により選定し、総会において選任する。 第 <u>16</u> 条(副支部長) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故あるときはこれを代行する。	

現在	改定 （案）	備考
第 16 条(副支部長の選任) 副支部長は、理事会の承認を得て理事の中から支部長が指名し、総会において選任する。	第 <u>17</u> 条(副支部長の選任) 副支部長は、理事会の承認を得て理事の中から支部長が指名し、総会において選任する。	
第 17 条(理事) 理事は、本会組織の根幹となって理事会の決議に参加するとともに、決議の執行に当り、本会の目的達成に努める。	第 <u>18</u> 条(理事) 理事は、本会組織の根幹となって理事会の決議に参加するとともに、決議の執行に当り、本会の目的達成に努める。	
第 18 条(理事会の招集および決議) 理事会の招集および決議は、会員総会の規定を準用する。	第 <u>19</u> 条(理事会の招集および決議) 理事会の招集および決議は、会員総会の規定を準用する。	
第 19 条(定時総会の承認事項) 理事会は、次の事項を定時総会に提出して、その承認を受けなければならない。 1.前年度事業報告および収支決算 2.当年度事業計画および収支予算 3.その他理事会において重要と認めた事項	第 <u>20</u> 条(定時総会の承認事項) 理事会は、次の事項を定時総会に提出して、その承認を受けなければならない。 1.前年度事業報告および収支決算 2.当年度事業計画および収支予算 3.その他理事会において重要と認めた事項	
第 20 条(理事会の職務) 理事会の職務は、次のとおりとする。 1.予算および決算に関する事項 2.総会の決議事項の執行 3.総会に付議する事項 4.その他重要な事項	第 <u>21</u> 条(理事会の職務) 理事会の職務は、次のとおりとする。 1.予算および決算に関する事項 2.総会の決議事項の執行 3.総会に付議する事項 4.その他重要な事項	
第 21 条(監事) 監事は、財務書類を監査し、定時総会に報告しなければならない。なお、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。	第 <u>22</u> 条(監事) 監事は、財務書類を監査し、定時総会に報告しなければならない。なお、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。	
第 22 条(顧問) 本会は、顧問を置くことができる。 2 顧問は、理事会で推薦し、総会において選任する。なお、その任期は、選任の都度定める。 3 顧問は、本会の発展のために、相談に応じるほか、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。	第 <u>23</u> 条(顧問) 本会は、顧問を置くことができる。 2 顧問は、理事会で推薦し、総会において選任する。なお、その任期は、選任の都度定める。 3 顧問は、本会の発展のために、相談に応じるほか、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。	
第 23 条(委員会) 本会は、必要に応じて委員会を設けることができる。委員は、会員の中から支部長が委嘱する。	第 <u>24</u> 条(委員会) 本会は、必要に応じて委員会を設けることができる。委員は、会員の中から支部長が委嘱する。	
第 5 章 会計	第 5 章 会計	
第 24 条(経費) 本会の運営に必要な経費は、次のように賄う。	第 <u>25</u> 条(経費) 本会の運営に必要な経費は、次のように賄う。	

現在	改定 案	備考
1.都度会費 2.寄付金および広告費 3.校友会本部からの支援金 第 25 条(年度) 本会の年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。 附則 1.この会則は平成 13 年 10 月 13 日から施行する。 2.この会則制定の日に選出された役員の任期は、平成 16 年 3 月 31 日までとする。 附則 この会則は、令和 4 （2022）年 6 月 12 日から施行する。	1.都度会費 2.寄付金および広告費 3.校友会本部からの支援金 第 <u>26</u> 条(年度) 本会の年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。 附則 1.この会則は平成 13 年 10 月 13 日から施行する。 2.この会則制定の日に選出された役員の任期は、平成 16 年 3 月 31 日までとする。 附則 この会則は、令和 4 （2022）年 6 月 12 日から施行する。 <u>附則</u> <u>この会則は、令和 8（2026）年 7 月 11 日から施行する。</u>	